

静岡県教育委員会
義務教育課長様

平成29年度
言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、通級指導教室並びに幼児言語教室について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、昭和45年の発足以来、言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。今後も、言語・聴覚・発達障害の研究組織として、通級による指導及び幼児言語教室による指導の充実を求めながら、本県の特別支援教育の発展に対して尽力していきたいと考えているところであります。

さて、特別支援教育が始まり、10年が経過いたしました。平成19年度には、それまでの特殊教育から、「一人ひとりの子どもの教育ニーズに応じた支援」を行う「特別支援教育」へと教育理念が大きく転換し、全ての幼稚園・小学校・中学校で特別支援教育に取り組むことになりました。そして、発達障害も特別支援教育の対象となり、これにより小中学校における通級指導の対象が、小学校の場合平成18年度に約4万人だったものが、平成28年度には約8万8千人と、2倍以上に増加いたしました。平成25年度からは、就学先決定の仕組みが見直され、その背景としての、「インクルーシブ教育の理念」が示されることとなりました。平成28年度からは、障害者差別解消法が施行となり、合理的配慮の提供が義務づけられたことは、ご承知のところであります。

この10年間の成果の主だったものとしましては、1 特別支援教育コーディネーターが指名され校内委員会の設置が進んだこと、2 約6%程度在籍するという発達障害のある子どもへの理解と支援が整いつつあること、3 個別の指導計画と個別の教育支援計画が作成され、継続した支援が可能になってきたこと、4 特別支援学校のセンター的機能が発揮されてきたこと、などが挙げられると思います。一方、課題としましては、1 年々増加しつつある幼児言語教室在籍児、通級による指導利用者に対する指導体制が十分とは言えないこと、2 各幼児言語教室の指導者が全員非常勤職員であり、通級による指導を行う教員の特別な免許がなく専門性が担保されていないこと、3 構音障害や吃音の指導に関する公的な研修が十分でないことなどが挙げられると思います。本会といたしまして、こうした課題の改善に向け、関係各機関への要望も引き続き進めていきたいと考えております。

通級指導教室及び幼児言語教室の指導者をはじめ、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・理解の深化をすすめ、通級指導並びに幼児言語教室での指導・支援の専門性を通常の学級や園の教職員等に伝えていくことの重要性は、ますます高まっています。私ども研究組織は、言語・聴覚・発達障害の研究組織として、通級による指導及び幼児言語教室による指導の充実を求めながら、本県の特別支援教育の発展に対して、さらなる役割を果たしていきたいと考えておりますので、別記事項について、格別のご高配を賜りますよう、要望いたします。

平成29年11月15日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）大石成伸

要 望 事 項

I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。
- 2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつその経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように人事面での配慮や研修の機会増大をお願いいたします。
- 3 通級指導教室担当者にとって、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、引き続き予算として配慮をしていただくようお願いいたします。

II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害のため通級による指導を必要とする児童の数は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

聴覚に障害のある児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・入学前聴覚スクリーニング検査を全校で実施すること
- ・在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに十分応える状況ではありません。未設置の区及び市町においては、一刻も早く新設されることをお願いいたします。また、既設の市町においても、新設・増設等、ニーズに応じた対応をお願いいたします。
- 2 県内では、中学校の発達障害通級指導教室が少ないため、通級での指導を受けることができるのは小学校6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室のさらなる新設を進めて下さいますようお願いいたします。

V 早期指導充実発展のための要望

- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には静岡県としての設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑み、このことについてご検討くださるようお願いいたします。

- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託等を配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、各教育委員会のご努力により、教室数は着実に増えてきました。

しかし、資料I-1-①からも分かるように、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています。特に西伊豆・東伊豆・南伊豆地区は、他地区同様多くのニーズがあるにもかかわらず（資料I-1-②参照）言語・幼児言語・発達のどの教室も存在していません。

市町村合併により、同一市町内でも遠距離を往復2時間もかけて通級する児童もいます。遠距離の通級は、往復するだけで疲れてしまい、指導に集中できないばかりか、保護者の負担が大きく、「送迎困難」を理由に未改善のまま通級を終了した例もあります。在住地域に通級指導教室がない場合も同様で、遠距離のため他市町に通えず、支援を受けることを諦めるという残念な実態もあります。

平成28年5月1日現在、全国で通級による指導を受けている児童生徒は、98,311人です。通級児童生徒・教員数の最も多い東京都は14,820人の児童生徒を教員1,882人で対応し、1人当たりおよそ7.9人を担当しているのに対し、静岡県では、2,483人を131人で担当し、教員1人当たりの児童生徒数はおよそ19.0人（H27は17.7人）です。東京都に対しおよそ2.4倍の人数を担当していることがわかります。このような実態のもと、他市町の児童も受け入れている学校の中には、対象となる学校（児童）が多いために、週1回の通級を隔週にするなどして、できるだけ多くの児童を指導するようにしている教室もあります。しかし、それでも、担当者1人では指導しきれず、待機児童が出ているような状況です。また、担当する児童生徒数が多いことで、複雑な書類の整理や在籍校との連絡調整に時間がかかるだけでなく、一人一人にかかわる時間の不足により、指導効果が上がらないという状況も地域によっては発生しています。

こうしたことから、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。

資料 I-1-① 通級指導教室未設置の市町 (平成 29 年度)

地区	言語教室	幼児言語教室	発達教室
東部	伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町	伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 小山町
西部	川根本町 吉田町	川根本町	川根本町 湖西市 森町
浜松市	浜松市西区		浜松市天竜区

※静岡市は、未設置無し

資料 I-1-②

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 地域相談事業 実施幼児数 () は相談件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東伊豆町	14 (17)	14 (22)	10 (28)	7 (23)	7 (18)	9 (31)
河津町	9 (11)	10 (22)	11 (16)	1 (4)		
南伊豆町	1 (1)	3 (3)	1 (1)			
松崎町	4 (4)	2 (8)	3 (7)	5 (14) 指導者学習会	8 (29)	10 (36)
西伊豆町	5 (6)	12 (21)	11 (19)	5 (20)	6 (20)	10 (37)
	33 (39)	39 (76)	36 (71)	18 (61)	21 (67)	29 (104)

※啓発事業

言語障害児指導相談事業補助金（県健康福祉部より）を受けて静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会が平成 23 年度より 3 カ年計画で通級教室がない伊豆の地域に相談事業を実施したものである。通級指導教室設置には至らなかったが、平成 26 年度から今年度まで、継続して言語通級指導教室担当経験のある指導員 2 名が上記の町に出向き、幼稚園や保育園を会場にして言語等の相談を行っている。

この啓発事業の結果、河津町では平成 25 年度から、東伊豆町の幼稚園児、南伊豆町の幼児については平成 26 年度から町独自の言語相談が始まった。そのため、平成 26 年度からは、東伊豆、松崎、西伊豆の 3 町で 6 園を訪問し、年間 15 日（2 泊 3 日を 5 回）の相談会を行っている。平成 27 年度の東伊豆の相談会では、町議会議員が参観してくださったり、職員が指導を見学したり、気になる園児の保護者に相談をすすめたりするなど、幼児期の保護者を含めた支援の大切さ、必要性を受けとめ、通級指導についての理解が深まっている。ことばや発達について心配がある園児や保護者へのかかわり方について、指導員を囲んで職員の学習会を行った園もあった。

本事業は、平成 29 年度で終了するが、園や保護者からの要請、ニーズは多いため、今後の言語教室設置に向けた動きにつながることを願っている。

2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつその経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように人事面での配慮や研修の機会増大をお願いいたします。

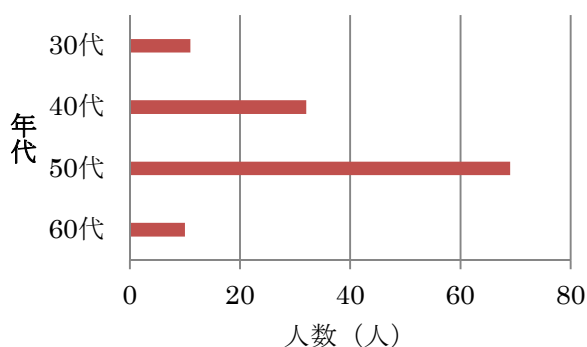
県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、資料 I - 2 - ①が示すように担当者の年齢は 65%が 50 歳代以上で、20 歳代は 0%、30 歳代は 9%という状態にあり、明らかに年配者に偏っています。これは、豊かな教職経験の上でしか築き上げることのできない高い専門性を要求される職であるためと思われます。今後、これらの教職経験を次の世代へ引き継いでいくことは、非常に重要なこととなってくると考えます。

また資料 I - 2 - ②が示すように、担当者の半数以上が経験年数 3 年以下となっており、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題としてあげております。これは、1 市町 1 教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいことが要因と考えられます。身に付けた専門性を生かして、他市町でも継続して指導ができるよう希望者には広域人事をお願いします。広域人事が難しい地域では、同一校勤務年数の延長をするなど、臨機応変な対応も合わせてご検討いただけるとありがたいです。

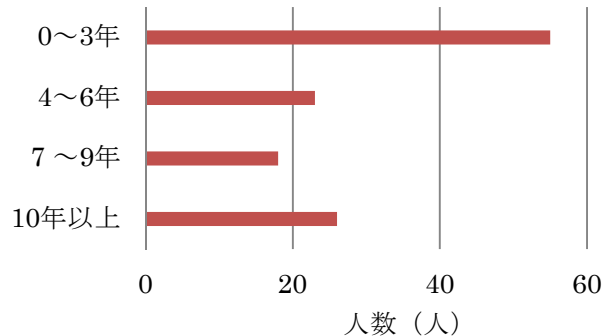
経験が豊かで指導者の立場にある担当者が退職の時期を迎えつつある現在、このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり深めたりすることを難しくし、通級指導教室の質を低下させる原因にもなりかねません。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立って均衡のとれた人事が行われるようにご配慮をお願いします。

また、3 ページでも申し上げたように、静岡県では教員一人当たりの担当する児童生徒数が多いことで、指導時間が十分確保できない状態があります。一人一人の児童生徒に質の高い指導を保障するためにも、担当職員の増員をぜひよろしくをお願いします。

資料 I - 2 - ① 通級教室担当者年代別分布



資料 I - 2 - ② 担当者通級教室経験年数



「通級による指導の手引き」(H24 文部科学省)では、新任の通級指導教室担当教員の専門性、指導力を高めるための研修内容として以下の 8 項目が挙げられています。

- (1) 通級による指導の趣旨・目的及び概要
- (2) 通級による指導の対象となる障害の種別に関する専門的な知識・技能
- (3) 通級による指導に係る教育課程の編成
- (4) 個別の指導計画の作成、個に応じた指導の方法
- (5) 教材・教具の活用
- (6) 個別の教育支援計画の作成、保護者と関係機関との連携協力
- (7) 事例研究法と指導の評価
- (8) 通級指導教室の経営

新任の通級指導担当者が上記のような基礎的な専門性を体系的に身につける研修の機会はなく、指導を行いながら教室先輩から学んでいる状態です。学校に1教室しかないところでは、担当者は一人で悩みながら手探りで教室経営や指導を行っていきしかありません。県教委主催の研修は、回数が少ないのが実情です。そのような状況の中、平成29年7月には、通級指導教室担当者研修において、「発達障害通級指導」演習と共に、「言語障害通級指導」演習も実施され、言語障害通級指導者にとっては大変有意義な研修会となりました。担当者全員が行政主催の指導に生かせる更なる研修を望んでいます。町・市教委主催の研修がない地域もあります。研修の機会を地域間の格差なく、平等に設け、担当者が幅広く育成されていくようにご配慮をお願いします。

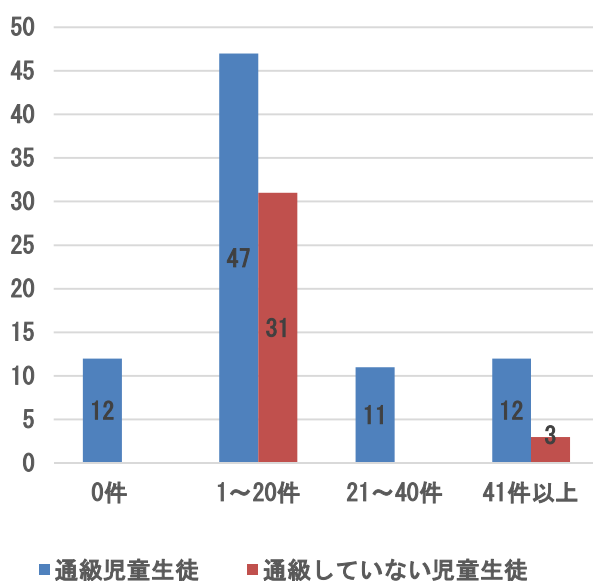
あわせて、上記研修8項目の研修内容を補う為にも、静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会の研修会への公的な参加ができるよう、お願いします。

3 通級指導教室担当者にとって、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費等についても、引き続き予算として配慮をしていただくようお願いいたします。

通級指導教室は、通級児が在籍校で自分らしさを発揮しながら、生き生きと活動することを大きな目的としています。通級指導教室の指導で教育効果を高めるためには、在籍校との連携は欠くことのできない重要な活動の一つです。そのため、一人の児童生徒に対し、少なくとも年一回の在籍校訪問（資料I-3）を行うことが理想と考えられます。また、年度の途中での入級にかかわる教育相談の数も非常に多く、在籍校に出向き、学校での様子を把握することも重要です。また、退級していく児童についても在籍校での支援がスムーズに移行できるよう、在籍校での教育相談やケース会議に参加させていただくこともあります。このように、すべての通級児童の在籍校訪問に要する時間を累計すれば相当の時間と旅費を費やしています。

在籍校訪問を必要に応じて今後行うことができるよう、在籍校訪問にかかる旅費等について、引き続き予算として配慮をしていただきたいと思います。

資料 I -3 1 教室当たりの在籍校訪問の件数（教室）



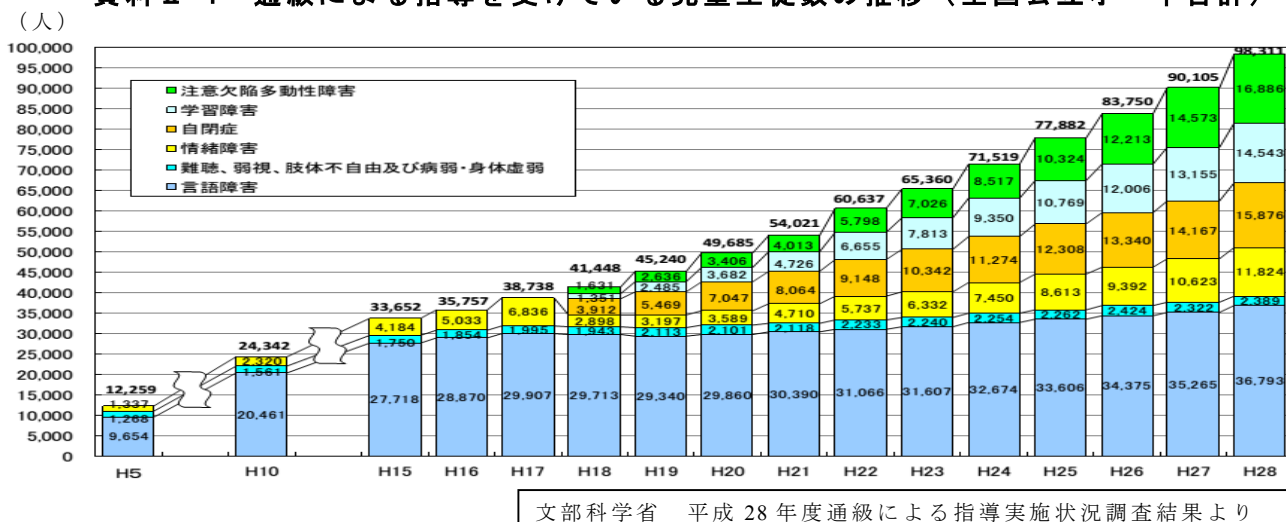
Ⅱ 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害のため通級による指導を必要とする児童の数は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

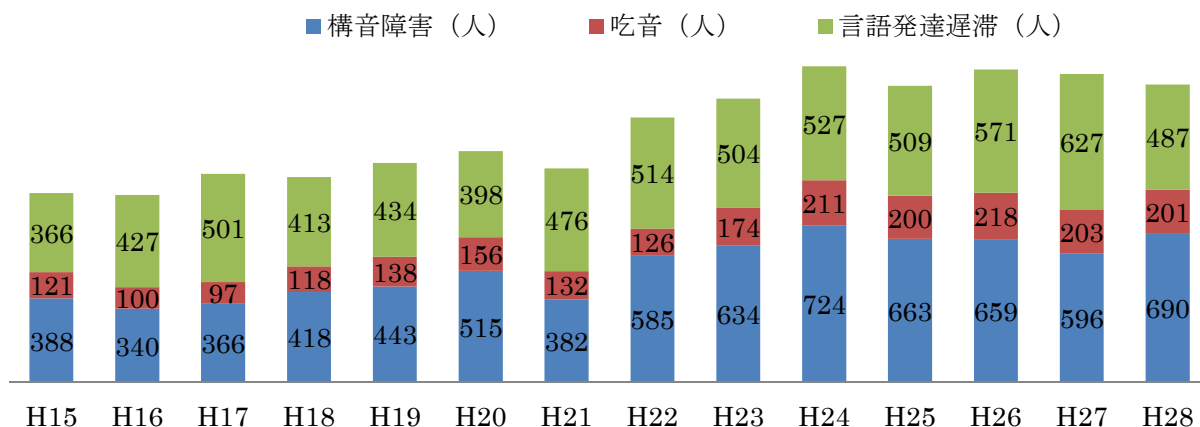
資料Ⅱ-1に示すグラフは、平成5年度から平成28年度までの通級による指導を受けている全国の児童の推移を示しています。これによると、通級指導を受けている言語障害児の数は全国的に増加傾向にあります。平成28年5月1日現在の「平成28年度通級による指導実施状況調査結果について」によると、言語障害36,793人に達しています。これは、前年度比1,528人増となります。

また、平成28年3月に静言研が実施した基本調査によりますと、平成28年度末までの言語障害通級児童の延べ人数は1,386人（構音障害690人、吃音201人、言語発達遅滞487人、その他7人）で、本県も全国の推移と同じように平成15年から増加傾向にあることがわかります（資料Ⅱ-2）。

資料Ⅱ-1 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（全国公立小・中合計）



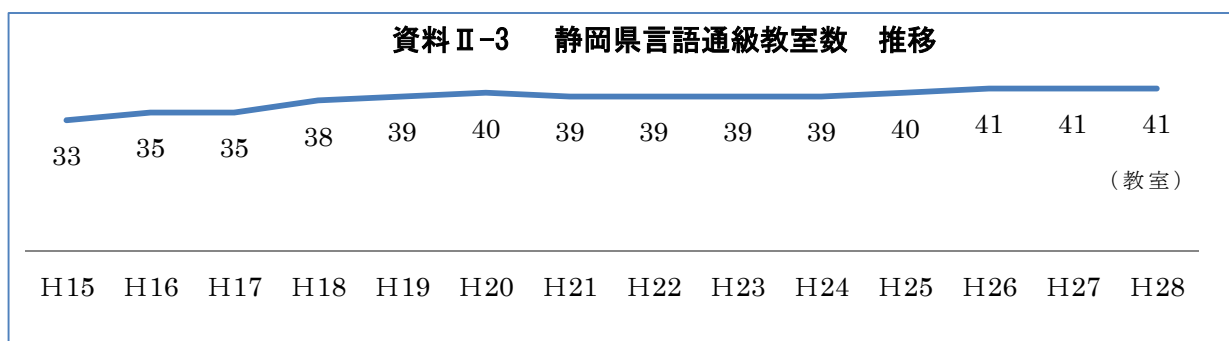
資料Ⅱ-2 静岡県の言語障害通級児童数



資料Ⅱ-2より、言語通級教室には毎年1400人程通っていることが分かります。また、資料Ⅱ-3のとおり県内の言語障害通級指導教室数は、平成20年度より40教室前後で推移しています。

資料Ⅱ-4を見ましても平成28年度は、県下で40名の児童が指導を待っています。通いたいのには教室数や担当者の不足により、必要があっても指導を受けられない待機児童の問題がまだ解決できていません。担当者が、待機児童を作らないために、正式通級をする児童数を増やすべく、指導時間を隔週にする、とりあえず言語相談を行うなどの工夫をしても限りがあります。また、東部地区には、この他に言語通級教室が未設置のために指導を受けられない児童がいるものと思われれます。

指導者も努力しておりますが、待機児童は、多数おります。また、構音指導が必要な児童については月1回の指導では、指導効果があまりあがらないという状況もあります。この現状は、児童生徒や保護者のニーズに十分応えているとはいえない状況です。



資料Ⅱ-4 言語通級教室における待機児童数

(人)

	県東部	県西部	静岡市	浜松市	合計
平成28年度	22	9	0	9	40

また、昨年度同様、担当者一人が指導する児童数の増加により、担当者に過度の負担がかかるケースもあります。担当者にとって過度の負担とならないように十分配慮をしつつ、通級による指導の効果が上がるよう、教員の増員をお願いします。

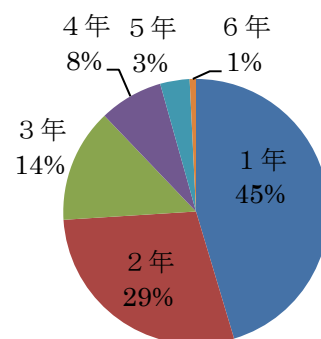
言語障害における早期教育の成果は、これまでも報告されていますが、資料Ⅱ-5・6からは、学年が低いほど適応状態が改善されやすいということがわかります。また、資料Ⅱ-7・8は適応状態が改善し、退級した児童のうち、幼児言語教室に通っていた児童の数を示しています。この資料からは、早い時期から指導を受けることによって適応状態がより早く改善することがわかります。

以上を踏まえ、言語障害を持つ児童・生徒の適応状態を一日でも早く改善するために、待機児童を出さず、支援を必要とするすべての児童が早い時期から専門的な指導を受けられるよう、言語障害通級指導教室の増設や担当者の配置をよろしくお願いします。

資料Ⅱ-5 適応状態が改善して退級した児童数

	県東部	県西部	静岡市	浜松市	全県	比率
1年(人)	57	92	38	52	239	45%
2年(人)	30	69	17	35	151	29%
3年(人)	16	33	5	19	73	14%
4年(人)	17	8	7	9	41	8%
5年(人)	7	3	7	2	19	3%
6年(人)	1	1	1	1	4	1%
合計	128	206	75	118	527	100%

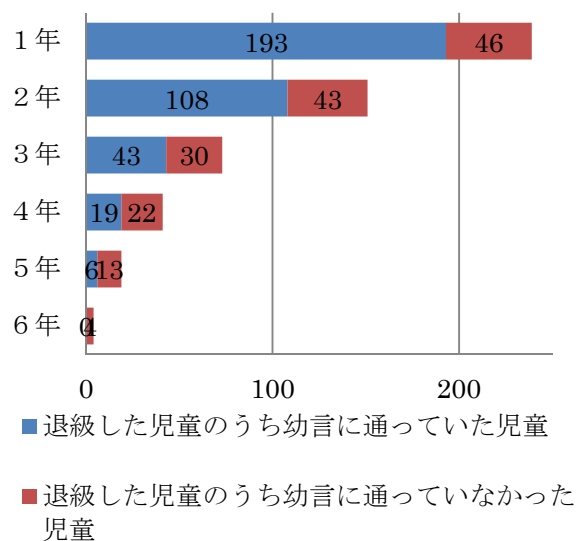
資料Ⅱ-6 適応状態が改善して退級した児童数の学年別割合



資料Ⅱ-7 適応状態が改善して退級した児童のうち幼児言語教室に通っていた児童数

	県東部	県西部	静岡市	浜松市	全県	退級児童中の比率
1年(人)	39	85	20	49	193	81%
2年(人)	17	57	12	22	108	72%
3年(人)	8	29	1	5	43	59%
4年(人)	10	4	2	3	19	46%
5年(人)	3	0	2	1	6	32%
6年(人)	0	0	0	0	0	0%
計	77	175	37	80	369	70%

資料Ⅱ-8 適応状態が改善して退級した児童の幼言に通っていた児童と通っていなかった児童の学年別児童数(人)



Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

聴覚に障害のある児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・入学前聴覚スクリーニング検査を全校で実施すること
- ・在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること

わが県で実施されている、「FM 補聴システムの送受信機の貸出（無料）事業」は、障害者手帳の対象とならない軽・中等度の難聴を持つお子さんの補聴を助け、幼児期から学童期への切れ目ない学習機会を確保することにつながっています。大変有効なため、無料貸し出し期間後も、延長や購入を考える方が多いと聞いています。この事業があることで、乳幼児支援センターが中心となって、貸与児童と園（学校）・地域の聴覚特別支援学級（校）や通級指導教室をつないでいただき、園（学校）で適切な支援を受けることができるようになった例もありました。これらの事業に関してのご尽力に心より感謝申し上げますとともに、今後も、継続、拡大していただけますよう働き掛けをお願いします。

さて、新生児聴覚スクリーニング検査の実施に伴い、早い時期に聴覚の問題を発見できるようになったため、高度・重度難聴があっても人工内耳や補聴器による早期の補聴開始、コミュニケーション指導を受け、通常の学級に就学する児童生徒も増えています。（検査以降に聴力が落ちたり、未受検のため発見が遅れたりする児童もまだいるようです。平成 28 年度 乳幼児支援センターで把握しているのは 12 名）。また、新生児期に問題が発見されても、軽・中等度難聴や一側性難聴で、家庭や園ではそれ程不都合がないように見えるため、就学と共に医療面での支援を終了し、学校で特別な配慮を受けない児童生徒も多数います。このような軽・中等度難聴や一側性難聴の児童生徒の多くは、学校生活の中で、様々な困難さをかかえています。静かなところや 1 対 1 では会話ができるので、「（いつでも）聞こえている」「補聴器をつけているから（全部）聞こえている」と思われ、「無視した」と誤解されたり、本人が「聞こえている」と思っている、実は聞き漏らしがあり、後で、大きな失敗やトラブルになってしまったりしたという例は少なくありません。通常の学級に就学した児童生徒も同様の困難さをかかえています。これは、FM 補聴器貸与児童のアンケート（資料Ⅲ-1）にもあるように、難聴児自身がどれだけ聞き落としているのか分からないこと、聴覚障害についての正しい理解が進んでいないことが大きな原因だと思われまます。

このようなことを解消するには、就学前に聴覚に問題がある児童を把握し、乳幼児期の情報を共有した上で、適切な配慮について保護者と職員が共通理解して支援していくことが必要です。しかし、平成 28 年度の入学前健康診断における聴力検査の実態を見ると、県内では 16 校が実施していないことが分かりました（回答 57 小学校の 28%にあたり、東部では半数近い小学校が未実施）（資料Ⅲ-2）。早急に、学校保健安全法施行規則の規定に基づいて、県内の全小学校において、入学前健診で聴覚スクリーニング検査が実施されるよう働き掛けをお願いします。

聴覚に障害があっても、通常の学級に在籍していると、集団の中で正しく聞き取ることが求められます。学校生活で困っている児童生徒は大勢いるはずなのに、通級等の支援を受けていない児童生徒

の情報は、通級指導教室担当者から見ても、57校中8校しかありませんでした(資料Ⅲ-2)。しかし、この8校の中に、少なくとも28名の児童が聞こえにくさをかかえながら、特別な支援を受けずに学校生活を送っているのです。さらに、中学生になると、教科担任制、部活動という人間関係の複雑さも加わり、自分の聞こえに自信がなく、不安があっても口にできないこれらの生徒は、学習意欲の低下や不登校など、二次的な障害につながることも懸念されます。

そこで、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすることをお願いします。在住地域に支援を受けられる学級や通級指導教室があれば、同じ障害のある仲間と遠慮せずに気持ちを伝え合う場ができ、低学年から障害理解教育を受けることもできます。何より、在籍学級担任と、学級でのよりよい支援について共通理解することが可能になります。現在は、聴覚特別支援学校が実施しているサテライト方式での通級指導がその役割を担っており、専門性の高い教員の指導を近くの学校で受けることができる良さがあるというものの、片道10km以上の道のりを往復2時間かけて通級している状況も見られます。指導に当たることができる教員やサテライト校の数は、児童生徒のニーズに十分応えているとはいえません。そこで、指導を必要としている児童生徒が、様々な機関との連携の中で、在住地域で十分に専門的な指導や障害理解教育を受けられるよう、聴覚特別支援学校の教員の増員、聴覚障害特別支援学級や通級指導教室の拡充をお願いします。

8歳で中等度難聴と分かり、「(医療面での)支援は不要」と言われたので、6年生になるまでだれにも相談していない児童がいました。彼女は、11歳で補聴器を装着し始めたものの、使いこなすどころか周囲の目を気にして学校では使用せず、聞き取れないことを自分の努力不足ととらえていました。

「間違っただけで恥ずかしい思いをしないよう、友達とトラブルにならないよう、常に周囲に気を配っているので、家に帰ると疲れ果ててしまう。」と話していました。また、難聴通級指導教室に通級する小学生の保護者は、中学校での生活や学習、高校受験(特に英語)に大きな不安をもっています(資料Ⅲ-3)。英語のヒアリングの受け方など受験方法是对応してもらえると聞いていますが、実際には、中学校で個に応じた支援がなされていないため、自分に合った受験方法が分からず支援を受けられないこともあるようです。静岡県における共生社会の形成のための特別支援教育が推進されつつある今、聴覚障害についての基礎的環境整備の1つとして、県内のすべての高校で難聴生徒も「聞くことができる」という平等な条件のもとで受験でき入学後も継続して支援を受けられるようにすること、難聴の児童生徒の真のニーズをキャッチできるようにすることが望まれます。

そのためには、医療機関や市町の保健センター等と連携し、情報を共有して支援することはもちろん、聴覚障害についての正しい理解をさらに広げ、合理的配慮の基礎となる環境整備の向上につなげていく必要があります。幼・小・中・高等学校の特別支援コーディネーターや就学支援担当・養護教諭等の研修会で、聴覚に障害を持つ幼児児童生徒の困難さについて学ぶ場を設定し、障害についての理解を広げる働き掛けをお願いします。

聴覚に障害を持つ児童生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、発達段階やニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、オーディオメーターを使用しての入学前聴覚スクリーニング検査を県内の全小中学校で実施し、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通うことができ、研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定していただけるよう、更なるご配慮、ご検討をお願いします。

資料Ⅲ－１

「FM 補聴器貸与児童の保護者へのアンケート（県立総合病院乳幼児聴覚支援センターの資料）」より

学習効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・先生の言っていることが分かるので、自信を持って発表できる。友達と話すことが増え、明るくなったと言われた。 ・ガヤガヤしている所や、友達が話していても、先生の声が聞き取りやすくなった。 ・中学では多数の先生の授業を受けるようになるのでさらに有効的に使用できると思う。 ・運動場や体育館などでは、FM 補聴器を使用することで今まで聞き取れなかった部分を聞き取ることができ、行動しやすくなった。
難聴への理解について	<ul style="list-style-type: none"> ・自分では、補聴器を着けているので大丈夫と思っていたが、今まではあまり聞こえていなかったということが分かった。勉強が分かるようになった。 ・発表する友達が FM 補聴器を使ってくれたのでよく聞き取れた。 ・集会時も校長先生や、他の先生方が使ってくれて、とても助かっている。
購入について	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって必要かどうか、買うことに悩んでいたが、6か月間の無料貸し出しのおかげで FM 補聴器の必要性を感じる事ができた。

資料Ⅲ－２ 入学前聴覚スクリーニング検査の実施の実態

(校)	東部	西部	静岡市	浜松市	中学	合計		
実施	9	15	7	10	1	42	小学校の合計は、41校	
検査者	教職員	8	10	7	10	1	36	実施校の職員＋通級担当
	医師		1				1	※1 市で一括。各校に割り当てられた職員が担当
	その他	2 市職員1 園1	7 市職員2 ※1 園5 ※2				9	※2 各園にオゾマーカーを貸し出し園で実施。再検査児のみ小学校で実施。
オゾマーカー使用	9	15	7	10	1	42		
未実施	8	7	0	1	2	18	小学校の合計は、16校	
通級等の支援無し (人数)	1 (5名)	2 (13名)	1 (6名)	4 (4名)		8 (28名)		
情報無し	17	17	4	不明	2	40		

資料Ⅲ－３ 難聴通級指導教室（富士宮東小みみの教室）に通級する高学年児童の保護者アンケートより

中学校生活について、心配なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強についていけるか。(特に英語) ・英語の聞き取りができるか。 ・本人は「聞こえているから大丈夫」と言うが、これからどの程度理解できるか。 ・授業内容や友達の話が理解できるか。 ・聞こえにくいことが原因でいじめられないか。 ・聞こえについての先生や友達の理解が得られるか。 ・災害時にきちんとした情報が得られるか。
学校に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・先生方の難聴への理解。 ・聞き取れずに困ったときに助けてほしい。 ・試験のときに、配慮してほしい。 ・いろいろな情報がきちんと得られるように配慮していただけるとありがたい。
難聴通級指導教室に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに相談にのってほしい。 ・授業や部活を休まずに通級できるなら、通級したい。 ・受験についての情報を教えてほしい。また、親としてできることがあれば知りたい。

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに十分応える状況ではありません。未設置の区及び市町においては、一刻も早く新設されることをお願いいたします。また、既設の市町においても、新設・増設等、ニーズに応じた対応をお願いいたします。

発達障害通級指導教室の設置が進んでいますが、平成 29 年 8 月現在、県内 2 市 9 町(伊豆市 湖西市 小山町 清水町 西伊豆町 東伊豆町 松崎町 河津町 南伊豆町 川根本町、森町)と、政令指定都市である浜松市で 1 区(天竜区)が未設置となっています。

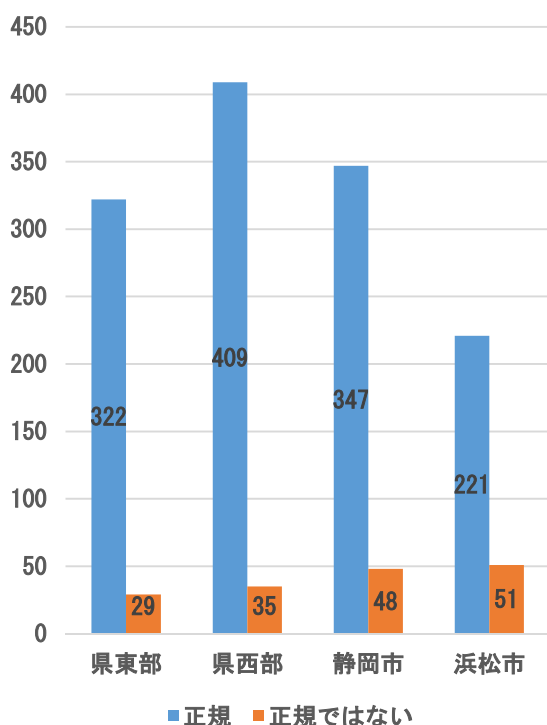
平成 28 年度末の静岡県内における状況調査では、正規の通級児童生徒が 1,299 名、正規でないものの相談等で教室に通っている児童生徒が 163 名、合計 1,462 名の児童生徒が指導及び支援を受けている実態が分かりました(資料Ⅳ-1-①)。正規でない児童生徒については、3 年連続で 150 名を超えています。こうした状況は、正規の通級児童生徒への指導時間の確保を難しくしています。現在、グループ指導を取り入れるなどして調整を図っていますが、個別指導に十分な時間を割くことは難しい状況です。

また、「指導時間を確保することができない」などの理由で、待機または待機に近い状況にある児童生徒が 127 名いることが分かりました(資料Ⅳ-1-②)。これは、平成 27 年度末より、30 名増となっています。

このことから、現在の発達障害通級指導教室の設置が、現状のニーズに十分応えられていないと考えることができます。そこで、今回未調査の未設置の区及び市町においては、一刻も早い新設をお願いするとともに、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設をお願いします。

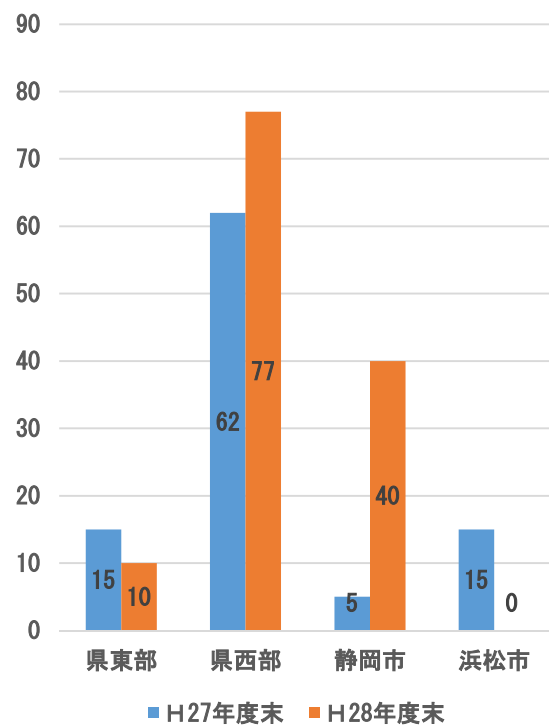
資料 Ⅳ-1-①

発達障害通級指導教室の児童生徒数(人)



資料 Ⅳ-1-②

待機または待機に近い状況の児童生徒数(人)



2 県内では、中学校の発達障害通級指導教室が少ないため、通級での指導を受けることができるのは6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室のさらなる新設を進めて下さいますようお願いいたします。

資料IV-2-①は、平成29年3月現在、通級指導を受けている5・6年生の保護者174名を対象としたアンケート結果です。

中学での通級指導を希望する保護者が156名と、全体の89%を占めていますが、平成28年度現在静岡県において中学校に発達教室が設置されている市は、静岡市と浜松市に3校ずつ、富士市の1校です。29年度から吉田町に1校開設され、藤枝市と三島市は、継続通級の重要性を把握し、市独自で中学生のための通級指導をしています。しかし、それ以外の市町では対応がなされていないため、小学校で通級指導を受けていても、その後指導が途切れてしまい、行き先が無いのが現状です。静岡市や浜松市では、希望すれば入級できるという状況と比べると、中学校に通級指導教室がない市町の生徒保護者がさらに不安を大きくしてしまうことが考えられます。

この調査結果から、せっかく小学校で通級指導を受け、中学進学後も継続指導を希望する児童の割合が、全体の8割を超えるという実態にも関わらず、そのうちの半分以上が中学校に通級指導教室がないために指導を中止せざるを得ない状況になっていることは明らかです。

小学校で通級指導を受けてきた生徒保護者にとって、自立に向かう中学校期の大切な時期に特別な指導・教育が中断されてしまうことが、今や大きな不安となっています。このことが、将来の自立と社会参加を妨げることになる心配も否定できません。

資料IV-2-① 中学校での通級指導を希望する保護者



資料IV-2-②は、保護者が望む中学校における通級指導の内容です。SST（ソーシャルスキルトレーニング）や苦手な認知領域の学習や教科学習の補充の他に、在籍校への働きかけ、メンタルケアの割合が高くなっています。

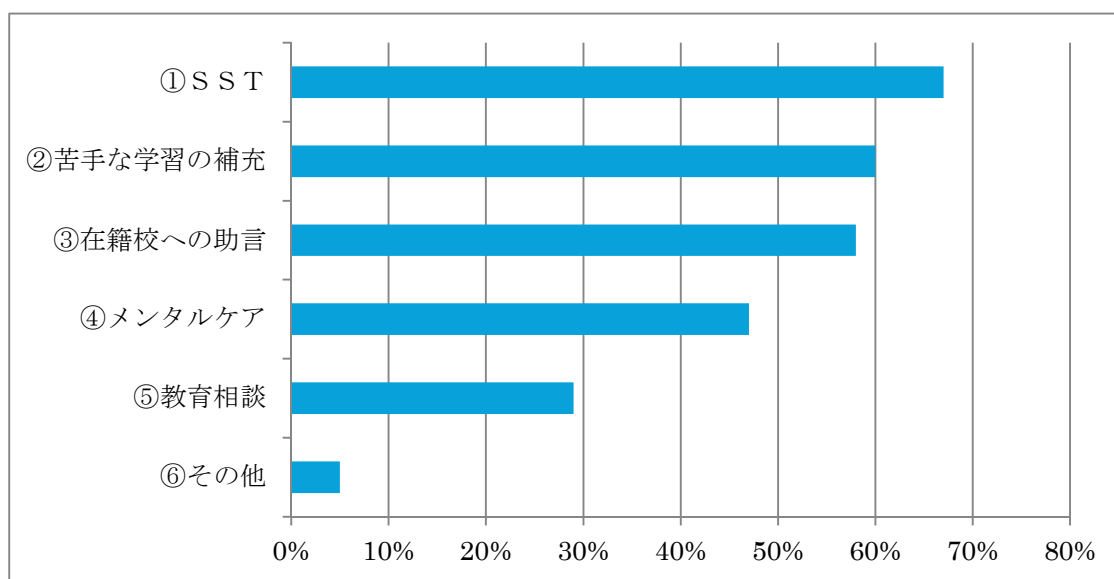
中学校期、思春期を迎えることで、小学校期とは異なる新たな問題が起こり、生徒が学校や家庭生活に困難さを感じるであろうことは十分予想されます。実際、小学校では問題なく過ごせていた生徒が、中学校に入って数学や英語でつまづくといった学習面での困難さや、違う小学校から入学した友達との人間関係や先輩後輩の上下関係といったコミュニケーション面での困難さ、小学校より厳しくなった校則などの生活面での困難さを感じて、「中1ギャップ」の壁に当たり、通級指導を希望するケースも少なくありません。不全感の積み重ねは不応の悪化に及び、二次障害にもつながることが考えられます。

また、在籍校への働きかけを望む割合が高いという結果は、通級指導担当者が中学校と保護者の間に入ることで、連携が強化され、より中学校での支援の充実につながると保護者が感じているということが考えられます。実際に、不登校気味になった生徒の保護者と学校との関係がうまくいかなくなってしまう際に、通級指導担当者が入って関係を修復した例があります。通級指導担当者は、中学校における発達障害の理解と支援が一層充実するよう、働きかけていくことが求められていると感じます。そうになると、現状の教室数では、一層の支援の充実を図ることはごく限られた範囲でのみとなってしまいます。

平成 28 年度末アンケートによると、通級する際の条件として、44%が「授業を全く休まないこと」を挙げています。さらに約 50%が教室までの所要時間が、片道 30 分以内を希望しています。この結果より、保護者は「放課後、なるべく短時間で通える所」に通級できることを希望していることが推察されます。また、「保護者の付き添いがなくても通えるようにしてほしい」との声もあり、それが可能になれば、「放課後、それほど遠くない距離で、安全に通級できる所」が望まれていることとなります。そうすると現状の教室数では全く足りないこととなります。

以上のような結果から、発達障害のある生徒が、適切な支援や環境調整を受けることにより、二次的な障害を防ぎ、よりよい学校生活を送ることができるようにするためにも、また保護者が安心して通級できる環境を整えるためにも、中学校における発達障害通級指導教室のより一層の開設を進めて下さいますようお願いいたします。

資料Ⅳ-2-② 中学校の通級指導で望むこと



V 早期指導充実発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県としての設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑み、このことについてご検討くださるようお願いいたします。

「幼児ことばの教室」は平成 29 年度現在 50 教室あります。その教室を担当する行政や設置場所は各市町の実態や設置の経緯などによりさまざまですが、その 8 割近くは教育行政が担当しています(資料 V-1-①)。学齢のことばの教室に併設されている「幼児ことばの教室」(資料 V-1-②)においては、小学校への就学や通級教室へのスムーズな移行、また指導等に関する日常的な情報交換や研修を行うことができ、成果をあげています。また学齢担当者は、幼児言語教室の指導効果として「指導時に必要な基礎・基本が備わり、取り組むべき課題がはっきりしている」「意欲的に授業に参加する」「保護者は子どもをよく理解し、通級に協力的である」を挙げています。

9 割以上の子どもが通常の学級へ就学する(資料 V-1-③)ことから、今後できるだけ学齢ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を併設していただきますようお願いいたします。

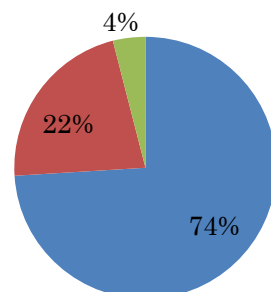
中教審より出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告において、「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や支援の充実が必要である」とあります。本県の「幼児ことばの教室」は乳幼児期に、幅広い様々な心配を持つ保護者が気軽に相談できる重要な支援機関です。(資料 V-1-④⑤) 早期から継続して指導を受けることにより、問題の改善・軽減だけでなく、二次障害の防止等の成果をあげていると思われるため(資料 II-⑦⑧)、今後益々相談希望者の増加が見込まれます。また「幼児ことばの教室」設置基準のひとつとして、指導を受けられる回数の地域間格差を減らすためにも、指導員の増員をお願いします。(資料 V-1-⑥)

言語障害児指導相談事業には補助金(県健康福祉部より)を受けています。未設置地域が多い伊豆の地域では当研究会(静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会)が平成 23 年度から幼稚園や保育園を会場にして言語等の相談を行っています。この啓発事業をきっかけに町独自の言語相談事業が始まったケースもあります。またこの補助金により県内各教室は通級幼児の人数に応じて教材購入費用の助成を受けております。早期からの支援について、今後も県からの助成をお願いします。

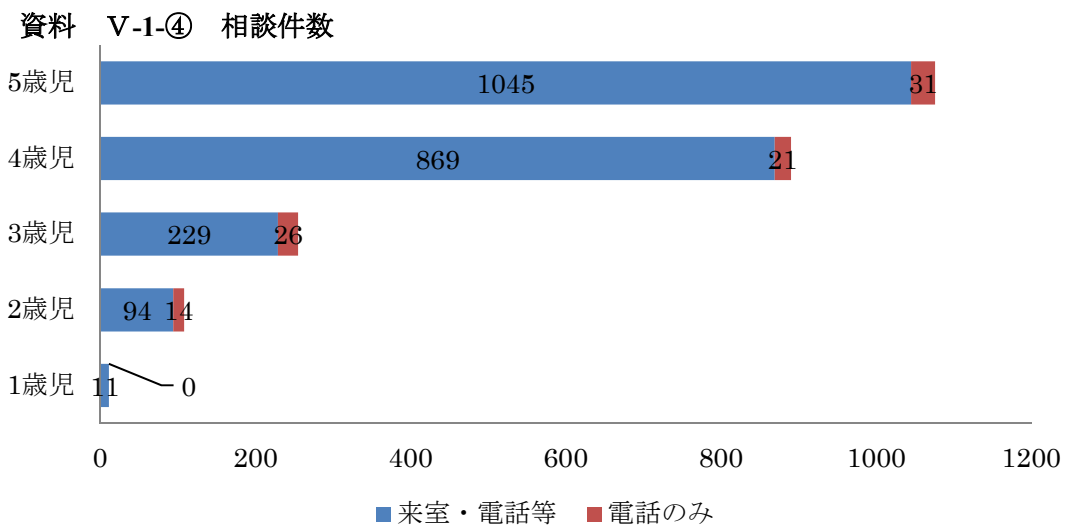
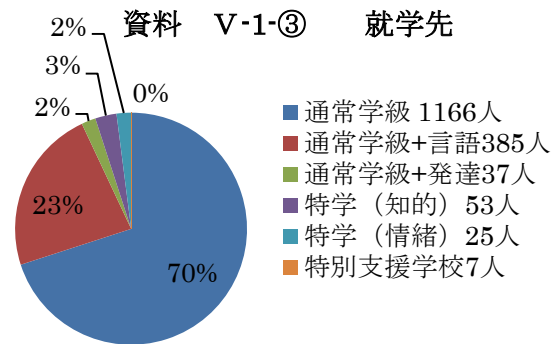
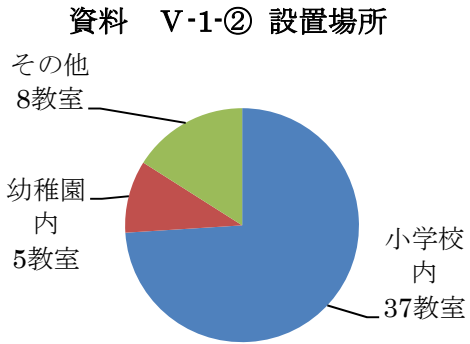
資料 V-1-① 担当行政 (教室数)

	東部	西部	静岡市	浜松市	合計
教育行政	9	13	5	10	37

■ 教育行政 ■ 福祉行政 ■ その他

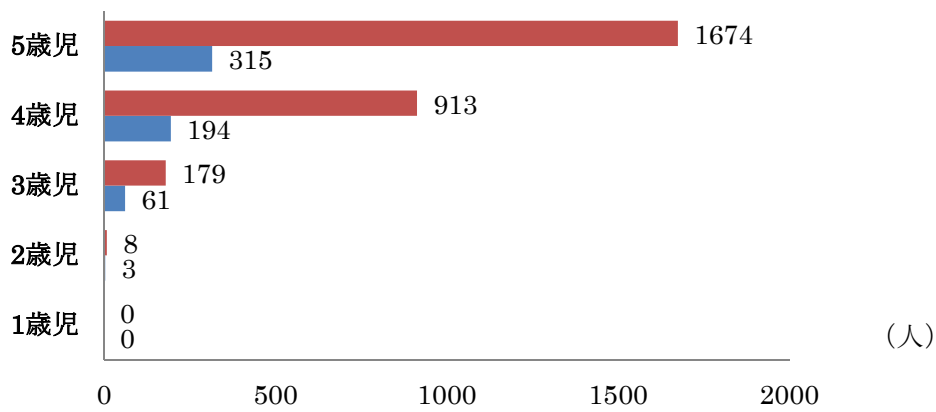


福祉行政	6	5	0	0	11
その他	0	2	0	0	2
合計	15	20	5	10	50



(人)

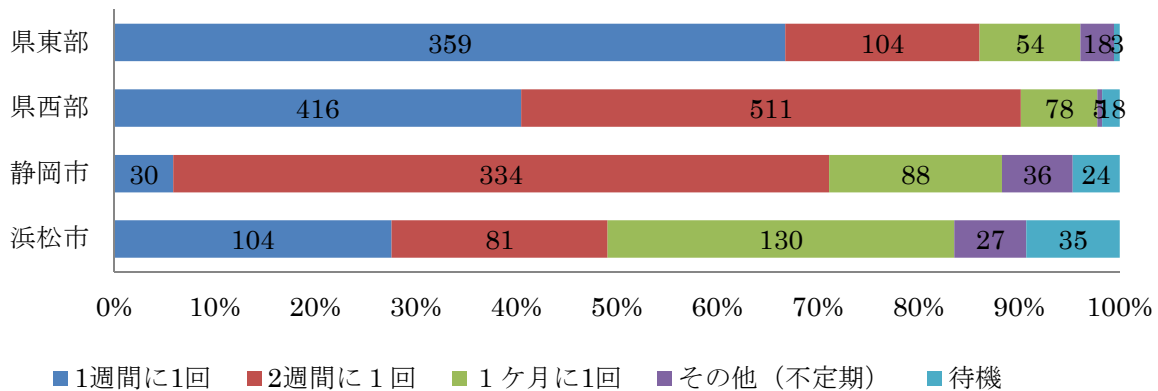
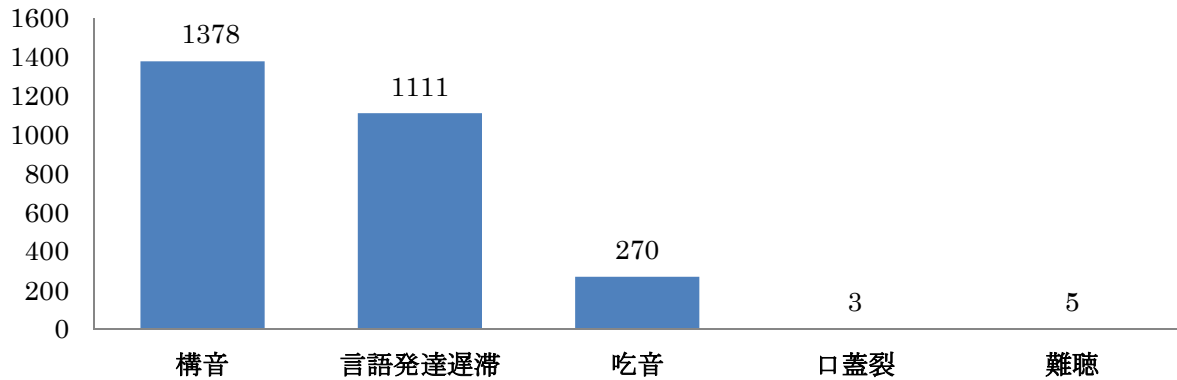
資料 V-1-⑤A 通級児の年齢別人数（上）と発達障害、または疑いのある子（下）



(人)

(人)

資料 V-1-⑤B 通級児の障害別人数



資料 V-1-⑥ 指導頻度別人数

2 幼児指導員の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。平成28年度、県内の幼児ことばの教室での年間指導延べ人数は2,800人弱でした（資料V-1-⑤A）。これは、指導員一人当たりになると、26人になります。勤務形態は市町によって異なり、指導可能な時間は限定されています。的確なアセスメントをし、個々の特性に応じた教材準備・評価等、多くの時間がかかり、やむを得ず隔週の指導を行ったり待機させたりしている市町があります（資料V-1-⑥）。また指導員は、園との連携や啓発、他機関との連携や支援など、指導以外にも指導に関連した様々な業務が求められ、その責任を担っています（資料V-2-⑦）。その職責を担うためには、研修の充実は不可欠です。現在は本研究会や市町が主催で初任者研修を始め定例研究会を行い研修の場を設けていますが、県として幼児指導員の研修会を、ぜひ行っていただきたいと願います。平成29年度7月に通級指導教室担当者研修へ幼児指導員も参加させていただき、有意義な研修会ができました。

指導員は高い専門性や資格を持ちながら（資料V-2-⑧）身分は臨時や非常勤が多く、正規の職員は8%にとどまっています（資料V-2-⑩）。非正規の勤務年数を制限している市があり（資料V-2-⑨）経験年数が5年以下の指導員が約8割です（資料V-2-⑪）。現行のままでは、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、毎年のように初任者が専門性を身につけるための研修も必要となります。研修会には公費で出張ができますようお願いいたします。今後ますます高い専門性を生かして指導に当たれるよう、正規職員の配置と、現行の他業務同様の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

資料V-2-⑦ 指導に関連した業務

園との連携・啓発の取り組み

- 在籍園訪問や電話・連絡ノート、教室便り、指導報告・実態報告書による情報交換
- ケース会議への参加
- 在籍園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 市町内園長研修会や療育支援講座における説明・啓発

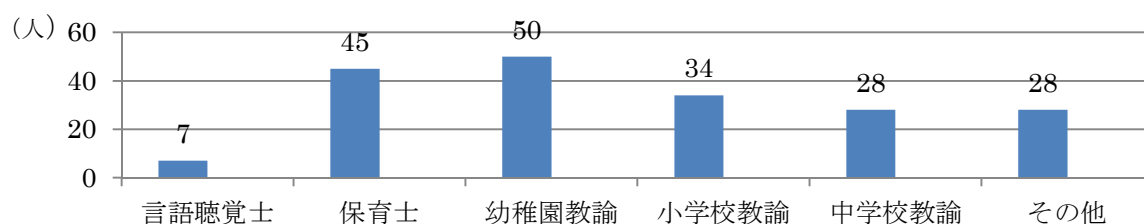
他機関との連携・支援

- 医療機関への紹介
- 母子保健担当者・保健師、発達療育支援機関、大学、医療機関との情報交換
- 小学校の通級教室との連携や入学時の情報提供
- S T（言語聴覚士）主催の講演会や懇談会への参加

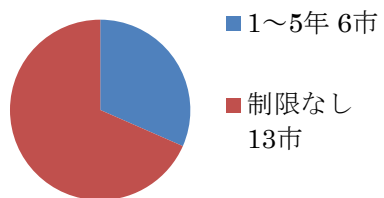
相談

- 年度始めや夏季休業中の出張相談やスクリーニング（全園または希望園、保護者の希望に応じる）
- 電話相談

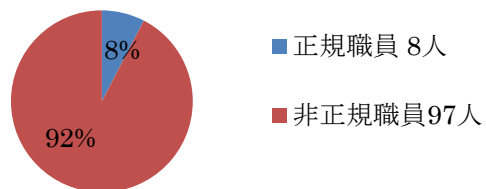
資料V-2-⑧ 指導者の保有する資格（全担当者105人中）



資料V-2-⑨ 非正規職員の雇用年限



資料V-2-⑩ 担当者の身分



資料V-2-⑪ 担当者の現教室での経験年数

